

債 権 証 書 等 取 上 調 書

滞 納 者	住 所 （ 所 在 地 ）	
	氏 名 （ 名 称 ）	
取 り 上 げ た 債 権 証 書 等	債 権 証 書 等 の 名 称 そ の 他	
上記のとおり、滞納処分上必要があるので、債権証書等を取り上げます。 (根拠法令一国税徴収法第65条、第73条第5項、同法施行令第28条第1項)		
年 月 日 美唄市 職氏名		
債権証書等取上調書謄本を受領しました。 年 月 日 氏 名 占有(滞納)者の 又は名称		

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であって も、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

摘要 上記の債権証書等の取上に際し、差押調書又は搜索調書を作成する場合には、これらの調書に上記債権証書等の名称その他を付記することによりこの調書の作成に代えることができる。